

## 助成金の大幅改正（その4）

これまで3回連続で雇用関連の助成金を紹介してきましたが、シリーズとしてはこの号で一旦終了とします。日本再生人材育成支援事業以外で、比較的に利用しやすい助成金を2つほど紹介します。

### ●中小企業労働環境向上助成金

この助成金は、【雇用管理制度助成】と【介護福祉機器等助成】の2つの種類から構成されています。今回は費用対効果が高い【介護福祉機器等助成】を概説します。

#### 介護福祉機器等助成の内容

介護事業者が、職員の身体的負担を軽減するために、新たに介護福祉機器を導入し、適切な運用を行うことにより、労働環境の改善がみられた場合に、介護福祉機器の導入費用の1/2（上限300万円）を支給します。

#### 事前認定が必要です

この助成を受けるには、あらかじめ「導入・運用計画」を作成し、計画開始日より1か月以上前に、都道府県労働局長の認定を受けることが必要です。

#### 助成金の額

- 購入費用の50%が上限300万円まで受給できます。その他諸経費として、左記の費用も対象となります。
- (i) 機器の使用を徹底させるための研修費
  - (ii) 介護技術に関する身体的負担軽減を図るための研修費
  - (iii) 保守契約料

#### 対象となる福祉機器

- (1) 移動用リフト
  - (2) 自動車用車いすリフト
  - (3) 座面昇降機能付き車いす
  - (4) 特殊浴槽
  - (5) ストレッチャー
  - (6) 自動排泄処理機
  - (7) 昇降装置
  - (8) 車いす体重計
- ※介護職員が使用することにより、身体的負担の軽減を図ることができ、労働環境の改善が見込まれるもので、1品10万円以上であること

#### 留意点

この助成金は、単に購入費用の補助を行うのではなく、介護職員の身体的負担の軽減という効果が、一定程度認められて受給することができます。一部の販売業者が助成金の趣旨を理解することなく、販売戦術としてこの助成金の利用を持ちかけてくるケースがありますので、十分ご留意下さい。また、平成25年度から対象事業者が中小企業に限定されています。医療・福祉業では労働者数100人を超える場合は対象外となります。

### ●受動喫煙防止対策助成金

この助成金は、中小企業事業主が喫煙室以外での喫煙を禁止するために喫煙室を設置などする取組みに対し、助成することにより、事業場における受動喫煙防止対策を推進することを目的としています。

#### 受動喫煙防止対策助成金の内容

喫煙室の設置などに係る経費のうち、工費、設備費、備品費、機械装置費の合計額の1/2（上限200万円）を支給します。

#### 喫煙室の要件

- (1) 喫煙室の入口において、喫煙室内に向かう風速が0.2m/s以上となるよう設計されていること。
- (2) すでに設置している喫煙室について、本要件を満たすために改修などを行う場合も交付対象に含まれます。

#### 留意点

この助成金は、飲食関係の業種に限定されましたが、業種限定の要件が緩和されましたので、全ての業種において利用することができます。

#### 助成金雑感

アベノミクスによる経済施策において、雇用関連の助成金は、完全に潮目が変わったと感しています。日本再生人材育成支援事業を始めとする教育訓練型の助成金は、軽く10種類を超え、多くの事業者は混乱しているのが現状です。一部の都道府県では「若者チャレンジ奨励金」の予算額が上限に達してしまい、6月初旬には受付を閉め切ったと聞いています。この奨励金は最大460万円を受給できることが人気に拍車をかけたと思われませんが、公平性の観点からすると何か腑に落ちません。教育訓練型の助成金は、昔の「教育訓練給付金」が事業者に食い物にされて、制度改定を受けた後、すっかり人気落ちてしまい利用率も低迷を続けています。アベノミクス助成金もそうならないよう願うばかりです。

赤井労務マネジメント事務所  
社会保険労務士 赤井孝文  
URL <http://www.6064.jp>